

参考資料

(参考1) 関連計画の概要

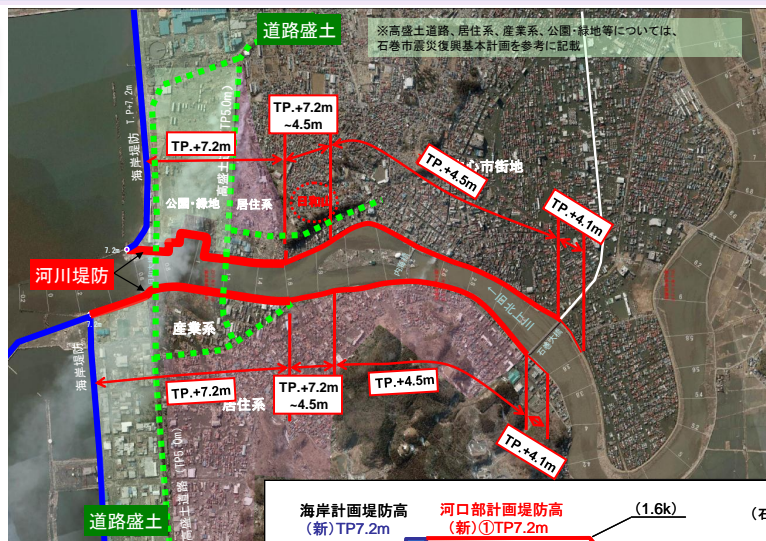
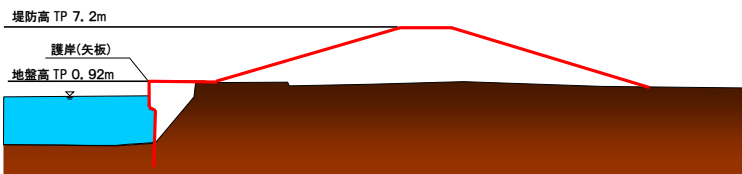
(参考) 関連計画の概要

旧北上川の堤防整備・災害復旧（国土交通省）

- 河口部以外の堤防被災箇所については、災害復旧制度により復旧工事を進捗し、順次対応中である。
- 津波被災を受けた河口部については、津波・高潮等の外力を想定した堤防計画を検討し、現在、堤防設計を実施中であり、今後、地権者との協議の上、堤防ならびに関連工事に着手する予定となっている。

国土交通省 北上川下流河川事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>

標準横断面図（堤防高TP+7.2m）



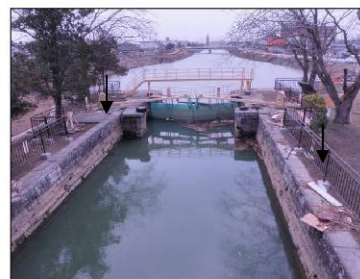
重要文化財「石井閘門」保全対策（国土交通省）

石巻市に位置する重要文化財「石井閘門」は、完成後132年（明治13年完成）が経過しており、長い年月による施設の老朽化に加え、昨年3月の東北地方太平洋沖地震及び津波により被災したことから、施設補修のための本格的な調査を行うことになった。

当該施設は、重要文化財（平成14年5月指定）であり、また、震災後の河川構造物の補修は事例が無いことから、平成24年8月に学識者等による委員会を設立し、検討を進めている。

※現在、詳細設計を進めている段階であり、今後変更になる可能性がある。

国土交通省 北上川下流河川事務所
<http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/ishikoumon/ishiikoumonhozentaikusakuentouinkai.html>



石積背面の沈下



沈下・欠損の拡大



開閉機の破損（旧北上川側）



取り付け部法面の崩落

北北上運河の堤防復旧（宮城県）

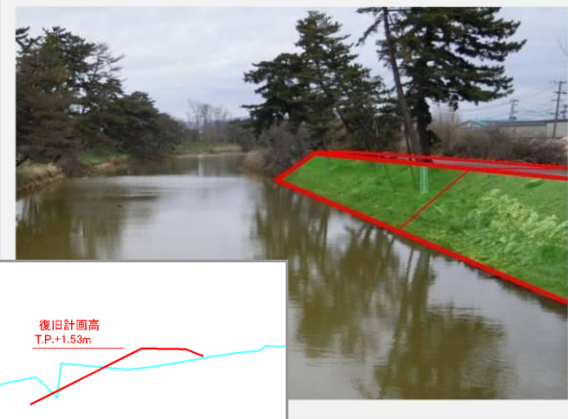
北北上運河の復旧方法の具体的な位置や高さ、完成イメージは以下の通りである。

※現在、詳細設計を進めている段階であり、今後変更になる可能性がある。

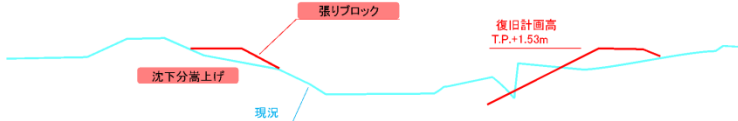
宮城県土木部河川課

<http://www.pref.miyagi.jp/kasen/>

復旧イメージ



標準横断面図(津波堤防)



位置図



計画平面図



海岸施設復旧計画（東浜防潮堤）（宮城県）

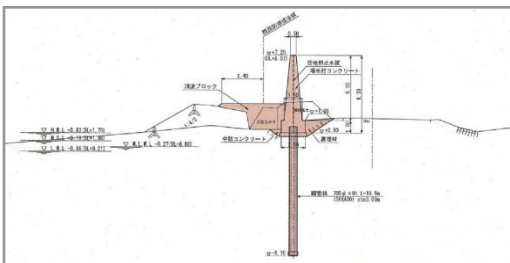
雲雀野海岸の現在の海岸保全施設復旧の位置、方法、完成イメージ図は以下の通りである。

※現在、詳細設計を進めている段階であり、今後変更になる可能性がある。

宮城県土木部港湾課

<http://www.pref.miyagi.jp/kouwan/>

復旧イメージ



石巻市震災復興基本計画（石巻市）

■ 策定の趣旨

「石巻市震災復興基本計画」は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とその後に来た巨大津波によって、甚大な被害を受けた本市が将来的な復旧、復興を実現していくための道標とするものである。

■ 基本理念

1. 災害に強いまちづくり

多くの市民が被災し、電気、水道などのライフラインの寸断を引き起こした今回の震災の教訓を踏まえ、単なる「復旧」ととどまらず、防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくりを念頭に、新たな視点で都市デザインを描いたまちを構築するとともに、ライフラインの補完や快適な生活空間として新エネルギーを活かしたまちづくりを目指す。

2. 産業・経済の再生

基幹産業である紙・パルプ製造業、飼肥料製造業、合板製造業及び食を支える重要産業である農林水産業などが壊滅的な被害を受けた中、今後の産業の連携・融合も含めた在り方を検討し、復旧・復興を促進するとともに、地域資源を活かした産業振興基盤づくりを図る。

3. 絆と協働の共鳴社会づくり

人と人との結びつき・「絆」を大切にするとともに、市、地域、企業、大学、NPOなどが総力を結集し、新たなまちづくりに向かって「共鳴」しながら、豊かで支えあう地域社会の構築を図る。

■ 計画期間

復興にあたっては、復旧期や再生期、発展期を経た概ね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定める。

石巻市 http://www.city.ishinomaki.lg.jp/reconst/re_const_4_2_2_3.jsp

■ 市街地の土地利用

(1) 津波への対応

- 数十年から百数十年に1回程度発生【レベル1】⇒「防御」(海岸堤防、河川堤防)
- 最大級の津波(今回)【レベル2】⇒「減勢・減災」・・・完全防御は困難
(高盛土道路、防潮林、避難路、避難ビルの整備)

(2) 中心市街地エリア

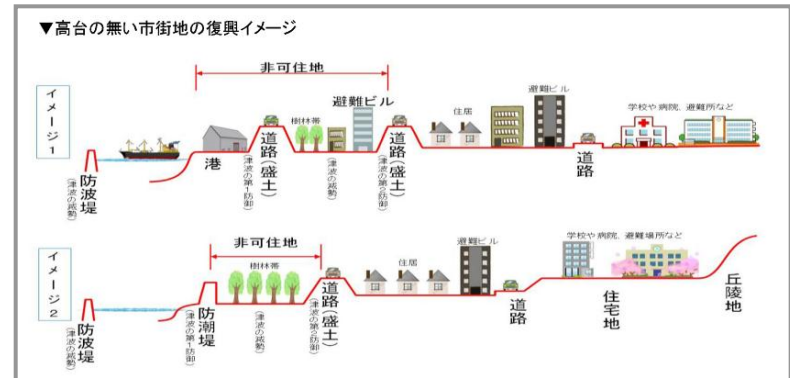
- 河川堤防と一体のまちづくり ⇒市街地再開発等、商業、居住など多様な都市機能の集積

(3) 海岸堤防と高盛土道路に囲まれたエリア

- 原則非可住地(住めない) ⇒公園、産業ゾーンとして整備

(4) 高盛土道路から内陸部エリア

- 可住地(住める) ⇒土地区画整理事業、防災集団移転促進事業により良好な住環境を整備



震災復興基本計画「土地利用構想図」